

平成29年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成29年6月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井 滄吉 君	7番	井原 正光 君
2番	石山 肖子 君	8番	今井 利和 君
3番	花嶋 美清雄 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	新井 邦弘 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	坂本 啓次 君	11番	石井 公一郎 君
6番	高橋 一男 君	12番	船川 京子 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	遠山 務 君
総務課 長	清水 一男 君
企画財政課 長	飯塚 良一 君
税務課 長	赤尾津 政男 君
住民課 長	金子 三千雄 君
福祉課 長	石田 通夫 君
子育て支援課 長	岡野 成子 君
保健福祉センター 所長	須海 満 君
環境対策課 長	大津 善男 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	武藤 武治 君
経済課長兼農業委員会事務局長	大越 直樹 君
都市建設課 長	石川 篤 君
会計課 長	飯島 和代 君
学校教育課 長	寺田 寛 君
生涯学習課 長	野田 文雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 六本木 通 男

書 記 官 本 正 裕
書 記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成29年6月8日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第27号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号
- 日程第2 議案第28号
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

- 議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

-
- 議長（船川京子君） 日程第1，議案第27号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

本案に対し質疑の通告をされている議員は3名です。

通告順により11番石井公一郎議員。

- 11番（石井公一郎君） それでは、質問いたします。

12ページの歳出ですが、15番の工事請負費，生涯学習センター多目的室の空調機修繕工

事95万5,000円、それと污水管入替工事372万6,000円これですが、当初予算で計上すべきだと思うのですよ、それをなぜ6月の補正でやるのか、污水管とか何かは前もって流れが悪いとか、空調は前もって調子が悪いんだと、もうわかっていないという、直すのがおかしいと言っているわけではなくて、私としては、当初予算で計上すべきだと思うのです。その辺いかがでしょうか。それとコミュニティセンター、これも15番の工事請負費で、エアコン室外機部品交換工事140万1,000円、これも同じように考えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、ご質問にお答えいたします。

利根町補正予算の12ページの節15工事請負費、生涯学習センター多目的室の空調修繕工事95万5,000円でございますけれども、故障時期が平成29年2月に発生しておりまして、そこから業者のほうに見積書のほうを依頼をいたしまして、3月中旬に見積もりが上がってまいりまして、当初予算のほうには計上ができなかったというような状況でございます。

続きまして、15工事請負費、生涯学習センター污水管入替工事372万6,000円でございますけれども、こちらも詰まりは前々からは若干あったのかもしれませんが、平成29年3月に、私が異動で聞いた話ですと大規模に詰まってしまいまして、詰まりの除去を行ったということで、こちらにつきましても見積書が4月になってから提出ということになりまして、当初予算のほうには計上できないということでございます。

続きまして、目10のコミュニティセンター費の15工事請負費、布川地区コミュニティセンターエアコン室外機の部品交換工事でございますが、140万1,000円でございますが、こちら平成29年2月に故障が発生ということで、それから見積書の提出を依頼し、3月になってしまいまして、当初予算のほうには計上できないという状況でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 言われたように、污水管の詰まりというのは、急に詰まるわけではないと思うのですよ。事前にもう詰まっているやつが急に詰まって流れなくなりました。そんな言い訳じゃないけれども、そのようなことでは困るので、だから何というのかな、もっと前もってやって、あくまでも当初予算で組むべきだと私は思っているのですが、その辺は今後も十分注意していただきたいと思います。終わります。

○議長（船川京子君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、7番井原正光議員。

○7番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

私は、過疎債の全体的について質問をいたします。

まず、過疎債の償還期限、据え置き期間それを教えていただきたい。それから事業別で違うのかどうなのか。それとこの当初で計上した、廃止された起債、これについても、据え置き期間と償還期限を教えていただきたい、それは償還期限に含むのか、据え置き期間

は償還期限に含むのか、据え置き期間プラス償還期限となるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、ページ9, 10, 11といろいろな項目について過疎債が使われております。その中で、一つ特に目についたのは、10ページの観光費、観光協会補助金、これは花火だと思っただけけれども、3回しかないのです、最初からずばり聞いちゃいますね。花火の経費だと思っただけけれども、幾ら何十周年記念の花火大会といえども、何で借金してまでやる必要があるのか、その必要性をちょっと伺います。まず、その点だけ。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） まず、過疎債の償還期限でございますが、12年でございます。12年のうちに3年の据え置きがございます。つまり3年据え置きの期間中には、利息分を払っていきます。その後の9年間につきましては、元利を償還するという形になります。

それと事業別で違うのかということでございますけれども、これは事業別で異なっております。廃止されたものにつきましてでございますが、まず、保健福祉センター大規模改造事業債、これにつきましては二つの起債がございまして、一つは、社会福祉施設整備事業に充てるものでございます。これが20年償還、うち3年据え置き。それと一般単独、一般事業といたしまして、これも20年償還で据え置きが5年でございます。それと、利根北部地区基盤整備事業債、これにつきましては15年償還、うち3年据え置きでございます。それと社会資本整備総合交付金事業債、これにつきましては、15年償還のうち3年据え置きとなっております。

それと最後の質問のございました観光費のほうの事業費用が上がっているわけですが、これに必要があるのかということでございますけれども、企画財政課といたしましては、花火のほうは40周年記念事業ということで、担当課よりも要望がございましたので、それに対しまして予算づけを行ったということでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○7番（井原正光君） 観光の問題は、これは担当課長では説明できないと思うので、町長にこれは答弁させてください、大もとは町長なんですから。恐らく担当課長がこれ予算組んだわけじゃないでしょう。しかもこれ既に観光協会の総会はもう終わっているんだよね、それでまた町のほうでさらに500万円を上積みしたと、しかもそれは借金である、ですからそれはなぜなんだと。40周年記念、別に借金しなくても既に何百万か、500万円ですか、500万円かな、その前も既に大きな予算が組んであるのだからそれでいいんじゃないかというふうに私は思うんですよ。金もないのに、なぜ借金して花火大会をぶち上げるのか、その意味がわからない、それを町長、あなたの口から私は聞きたいと思っています。担当課長ではこれは説明できないでしょう。

もう一つ、今据え置き期間と償還期限、これをお尋ねしたらお答えいただきました。それで、要するに3年据え置きの12年、ですから元金償還は9年ということになりますね、その9年で返す全体の金が2億4,030万円ということですよ。そうしますと、廃止されたいろいろな事業、これ据え置き期間が3年あったり、5年あったりとまちまちなんだけど、例えば、20年の償還で3年の据え置きということになると、元金償還は17年ということになるね。17年の間に償還していくのと、9年で償還するのと、たとえその3割しか返さなくても、何かちょっとその辺違和感を感じるんだけど、この2億4,030万円と1億6,840万円、1億6,840万円が元金が返す時期になったら全体で幾らになるのか、2億4,030万円が4年後幾らになるのか、その辺の額をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 先ほどの観光費の増額について必要があるのかというご質問なんですけれども、花火のほうに全額500万円を投資するというのではなく、花火のほうにも半分程度増額はするんですが、観光協会のほうで作成しました「とねりん」の関係備品、これの充実を図りたいという部分と、それから観光PR用の撮影機材、こういうものもそろえたいなというところで今回の要求はさせてもらっています。

また、ちょうど8月なので、盆踊りの中で「とねりん音頭」シティプロモーションのほうで今手伝っていただきながらつくっている踊りがありますので、そちらの制作費等もこの予算の中で当てたいというふうに考えております。町の魅力を何とか上げられればなというところで、この500万円を有効に使いたいというふうなことでの予算計上になっております。以上です。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） ご質問ですが、これまで廃止された起債と過疎債を使ったところの比較ということですが、廃止するものについては資料がちょっと作成してございませんでしたので、過疎債を使った場合の償還なんですけれども、今回の過疎債につきましては償還が平成30年度から始まります。その間、利息を支払うわけでございますが、利息につきましては毎年約2万4,000円ほどになります。これは、償還の年利、こちらのほうが0.01%というふうになっておりまして非常に安くなっております。低利となっております。さらに、平成33年度から元利償還が始まるわけでございますが、これが約2,660万円ほどの償還が毎年続いていくと、償還の終了が平成41年度となってございます。

これでうちのほうで試算をいたしました。将来にわたってその過疎債を借りていくということで見込んだ額でございます。過疎債につきましては、平成29年度からになります、過疎債の借入れを毎年今年度とほぼ同額の2億3,950万円と仮定し、償還が終了いたします地方債もございますので、これらを加味いたしまして、平成36年度までの推計、これにつきましては今後3億5,000万円から4億5,000万円の間で推移していくものと予測しております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○7番（井原正光君） 償還は、大体わかりました。

それで花火のほうなんだけれども、町長が今答弁されないので、担当課長が答弁されましたけれども、借金ですから、担当課長これで責任持てるのかどうなのか、あなたが答弁して、もし何か訴訟が起こされたら、これ借金だから、借金で事業をやって一瞬のうちにぱっと散らしちゃうわけだから、果たしてその金額が500万円に合うのか、合わないのか、あなた答弁してそれ責任持てる。何で借金してまであんな花火やったんだということになって、何か起きたら困るでしょう、だから町長に答弁を求めているんです。

今、結構いろいろな事業でもって各自治体でもってそういった問題がありますよね。首長に賠償責任を求める、ありますね。そういうことを含めて、担当課長は余りしゃべらないほうがいいけれども、その辺の経過については、後で情報開示しますから、どういう形でもって書類が行き渡って予算化されたのか、そうすればわかりますから、その辺はいいです。改めて町長に、借金までしてなぜ花火を一瞬のうちに消費させるのか、その辺をもう一度お聞きして質疑を終わります。

○議長（船川京子君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今までの花火にプラスして500万円を花火上げるというわけではございませんので、60周年記念事業のときに上げた花火の数より若干多いというふうに捉えていただければよいかと思えます。

それと、理事会の席上で、理事の方から、納涼花火大会、これメインは、町民の方は花火を一番楽しみにしているんじゃないかということで、40周年記念ということで花火を多く、花火にウエートを大きく置いたのがいいんじゃないかというご意見が出まして、それで理事会で決定して花火を多く上げようということになったという経緯がございます。それでこの予算計上になったということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑が終わりました。

次に、2番石山肖子議員。

○2番（石山肖子君） 平成29年度利根町一般会計補正予算（第1号）の10ページ、6商工費、1商工費、3観光費、観光事業、利根町観光協会補助金について質疑いたします。

この観光費500万円の内訳と、それから、特に「とねりん」のイメージキャラクターグッズこれをどのようなものを考えられて、そして幾ら幾らになったとして、その見積もりの根拠をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、お答えいたします。

まず、500万円の内容と内訳についてということなんですが、予算要求時における事務局

としての内訳としては、先ほども申し上げたように、花火のお金としては半額程度、それから「とねりん」グッズ、それから「とねりん」の備品、それから撮影用の機材それから「とねりん音頭」の振りつけ等の作成代ということで500万円の計上になっています。最終的に何にどう使うかというのは、観光協会の理事会のほうで最終決定していただいて決めるということになります。

それから、イメージキャラクターのグッズの種類ということなんですけれども、これも観光協会のほうの総会の中で、事務局案としては、ストラップだったり缶バッジ、それからクリアファイルなどをつくって無料で配布できればなというふうに考えております。あと、「とねりん」の備品に関しましては、のぼり旗だったり、たすきだったり、それから撮影用の顔出しパネルなども、もしできればいいなというふうに思っております。これも全て理事会のほうで決定をいただくということになります。以上です。

○議長（船川京子君） 石山議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第27号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番井原正光議員。

〔7番井原正光君登壇〕

○7番（井原正光君） 私は、今審議されている平成29年度利根町一般会計補正予算に反対をいたします。

まず、今、質疑いたしました観光費の500万円の計上、これは明らかに借金であります。その借金を使って40周年の記念の花火を上げる、我々、それ見た人はいいいんだけれども、この借金は誰が払うのですか、見ない人が払うんですよ。40周年記念のすばらしい花火を見ない人がこの借金を払っていくことになるんです、こんな予算ってありますか。はっきり言っておかしいじゃないですか。

我々議会は、後世にそういう負担を残すような、借金を残すような、しかもそれがずっと残るのならいいんです。残るのならいいんですけれども、一瞬のうちに消えちゃうんです。そういうのが借金でもって後世に残すようなそういう予算の編成は私は賛成しかねるということで反対をいたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

11番石井公一郎議員。

〔11番石井公一郎君登壇〕

○11番（石井公一郎君） 今、井原議員が反対討論した花火の件なんですけれども、私は、話を聞くと理事会が決定して、それを町が（発言する者あり）いいんだよ、黙って聞いててくださいよ。だからそれは、理事会が決定して、町長が町がそのやつをそのとおりやりましょうというようなことで予算化したわけですから、それで先ほど言ったように、

これはみんなが楽しみにしているんだと、だから見ない人は、見ない人まで借金払うのかといっても、利根町全体のことを考えれば、みんなに楽しませるといようなこともあってはいいと、今までもずっとやってきたわけですから。私は（発言する者あり）黙っててくださいよ、聞いてください。だから私は、この予算については賛成します。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番新井滄吉議員。

〔1 番新井滄吉君登壇〕

○1 番（新井滄吉君） 私は情けない。アリとキリギリスという話があるけど、情けないね、借金してそんなやる必要があるのか。過疎地に指定された町が、借金をそんなぼんぼん、ばかじゃないかと言われる、本当に。議員が何やっているんだと言われますよ。私は（発言する者あり）いや、町民は言いますよ、言われたくないから私はそんなばかな（発言する者あり）何でそんな……まあいいや、こんな借金してどこの家庭が無駄な金を使うか、真剣に考えたらわかるでしょう。各町民の家庭は、本当にぎりぎりの中で生活しているんですよ。そういうことを考えたら、そんなに、本当に花火が見たいんだったら、金がある、隅田川行ったり、見るところいっぱいありますよ。利根町だから、利根町は金が少ない、ないところ、大事に使わないといけないと思います。だから私は、残念ながら観光協会のこのことに関して反対ですから、ほかは予算はいいと思うのですが、残念ながら一括だから反対します。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

5 番坂本啓次議員。

〔5 番坂本啓次君登壇〕

○5 番（坂本啓次君） 私は、ただいまのことに関しては賛成の立場で意見を述べさせてもらいます。

井原議員にしても、新井滄吉議員にしても、ふだんの予算のつけ方でわかるでしょう、利根町自体は、どっちにしても赤字財政なのはわかっているんだ、だけれども、交付金とか何かを利用しながら、ぎりぎりの線で皆さん考えてやっているんです。

それで、この件に関しては、過疎債となったのは、たまたま表現は過疎であるが、過疎の中にも、利根町の場合は、私は利根町で60年間生きているのだけれども、67、68年か、そうすると、わかるのだけれども、私ら生まれたときには、利根町の町民の数というのは7,000人ぐらいいなかった、そのときから全て日本の国自体が、各市町村では、税収というのは上がらないというのはわかっているんです。その中で、全て予算化されることに関しては借金なんです。それは井原議員もわかっていると思います。長年役場に勤めていて、なおかつ町長までやった人間が、全てに関して借金でやっているんです。でも、それを少なからずも皆さんに協力しながら、多少の税率で払っていただいているだけなんです。（発言する者あり）全然違うかもしれないけれども、でも、それはあくまでもそういう状

態の中でわかり切ったことなんです。これは全て過疎債できて、先ほど理事会、理事会と言っていますが、理事会以前の問題ですよ。これはもうこれだけのことをやって利根町の町民に夢と希望を与えながら、利根町でもこれだけの、国から予算が来たのだから、ぜひこれは花火に使うというのは、理事会でも決まったし、我々も理事会に入っているんだけども（発言する者あり）それはわからない、集まるよ、そんなことない、それは皆さん利根町の町民というのはそんなばかじゃないから、納涼大会とか四十何年間も続いていることなんだから、これに対して、この予算に対してけちつけることは全然ないと思います。私は、大々的に評価します。だから私はこれに対して賛成、これ以上やると頭痛くなってくるからやめます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 27号の補正に関して、1点のみ、どうしても納得できません、それは今、皆さんが反対賛成、話題になっています観光の助成金です。確かに、利根町過疎自治体に認定されましたよね。住民の方というのは、過疎というのは、どういうことだということを余りわからない、この過疎というのわかって、それで花火に使ったということになりますと何だということも考えられます。それで私一番ちょっと不満持っているのは、先ほど町長も言っていましたけれども、理事会で決まったと言っていましたよね、観光協会の総会ของときには、この話は全然ありませんでしたよね。ですからせめて、この問題は、臨時総会を開いて、その中で決定してもらいたかった。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番新井邦弘議員。

議員の皆様申し上げます。私語は慎み、静粛をお願いいたします。

〔4番新井邦弘君登壇〕

○4番（新井邦弘君） 賛成の立場で意見を言わせていただきます。

皆さん先ほどから過疎指定の地域になったという意見で、借金までしてそういう事業をやる必要はないというような意見が出ましたけれども、その過疎指定になったからこそ利根町は地方創生に向けて、町民と議員と執行部が一丸となって一つの事業を起こしていくことがこれからの利根町行政に対して僕は必要だと思います。

まして、今そのように皆さん、借金が借金がというけれども、例えば、新井滄吉議員、さっき言ったように、借金してまでというけれども、ごく普通の家の家庭は、大学行くのに借金して子どもたちを大学に行かせるのです。ですからそういった例は、例えば、家庭に対しても一生懸命頑張って借金して子どもを育てている家庭もいっぱいあります。もし借金しなかったら高校も行けない、中学で終わっちゃう子どもいますよ。ですから借金でそのシステムがあるので、僕はこれから先5年、10年後を見ると、過疎地域に指定された

ことによって町民も意識を変えて、我々議員も意識を変えて、それに向かって地方創生を頑張っていきたいと思っておりますので、この27号の一般会計補正予算には賛成です。

○議長（船川京子君） 再度、議員の皆様申し上げます。静粛にお願いします。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第27号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

本案に対し質疑の通告をされている議員は1名です。

1番新井滄吉議員。

〔1番新井滄吉君登壇〕

○1番（新井滄吉君） 傍聴者の人は、質問書は持っていないんだよね。私は、議会中の、家に帰ってある、私たちは利根町の職員ですということでチラシが入ったのです。私はこれを見て愕然としたんです。何で利根町の請負価格問題を……。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

ただいまの発言は、質疑の範囲を超えていますので注意します。

○1番（新井滄吉君） そうということで、今回のこの工事請負契約に質問をします。

私も、夜中に質問を書いたので、これ以上、いろいろ書きたかったんだけど書けなかったのです。そして、一般質問に近いと言われていたんですけども、7項目書いて、3項目はやってもいいだろうとなったので質問させていただきます。

工事請負契約書の中に、今までも出ていましたけれども、予定価格それから調査基準価格あります。これは私も夜中に見て、そういう書類を見たのですけれども、予定価格はその本を見てわかったのですけれども、調査基準価格というのはわかりませんでした。この違いはどこにあるのかと。担当課は、この算定価格をするとき、どういうふうにチェッ

クをしたのか、この価格が正しいとか、正しくないか、それをまず聞きたい。

なぜこれを聞くかという、その予定価格が、また怪文書っていうけど、怪文書も世論の一つです。問題がなければこういう文書は出てこない、これは選挙前というか、いつごろから、最近でも何回かこういうの出ています。だからやっぱり町の中に不満がたまっているんです。この請負に対して。(発言する者あり)問題がなければこういうのは出てこない。

○議長(船川京子君) 新井滄吉議員に申し上げます。

ただいまの発言は、質疑の範囲を超えていますので2度目の注意をします。

○1番(新井滄吉君) この契約に至る経過を、流れを教えてください。入札先には、何社に通知したのか、応募は、応募日はいつだったか、通知した日が何日で、応募した日が何日で、何社あったのか、そういう流れのあれを教えてください。それが二つ目。

三つ目が今回は条件つきじゃないということのようですね、条件つきとなった場合は、今回の議案とは関係ないと言われればそうかもしれません。でも、何とかな、検討するとき、入札決定をするときに、どういう議論をして、もう価格だけなのかということ、条件つきをつけるときは、どういう議論をしたのか、その辺をお聞きしたいです。それが記録に残っているのか、過去も含めて、残っているのか、残っていないのか、その辺をお聞きしたいです。

4番、5番、6番、7番は消されたのです。だって、聞きたいよ。一般質問の範疇に入るかもわからないけれども、明朗な契約になるように……。

○議長(船川京子君) 新井滄吉議員に申し上げます。

通告されているのは、ここまでなので……。

○1番(新井滄吉君) 了解です。そうです、そのとおりです。私は違反しているのです。あえて言っているのです。そういう不正が起こらないような契約、努力をしているのか。(発言する者あり)こうだものね、勝手なこと、町民はむしろどうでもいいことより、その辺を聞きたいんじゃないですか、以上です。

〔「退場しろ」と呼ぶ者あり〕

○1番(新井滄吉君) 強い言葉だ。退場しません。私は、議員の……。

○議長(船川京子君) 議員の皆様に申し上げます。

自席での自由な発言は控えてください。

新井滄吉議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長(飯塚良一君) それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、予定価格でございますが、これは、工事等を発注する際に、その工事について積算基準や各種価格資料に基づき積算した設計価格をもとに設定した金額でございます。

また、調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそ

れがあると認められる場合の基準でございます。この基準は、国の算出基準に基づいて算出しておりまして、この価格を下回った場合には、履行可能性つまり入札した見積金額で当該工事の履行が可能かどうかについての調査を実施することになります。

担当課のチェックということでございますが、今回の工事につきましては、発注担当課である保健福祉センターにおいて設計業務を委託し、設計、積算し、設計価格として算出したものを企画財政課検査係において単価や根拠、積算等のチェックをしております。また、調査基準価格につきましては、企画財政課で算出しております。

次に、この契約に至る流れと条件つき入札についてあわせてご説明いたします。

一般競争入札をする場合、まず担当課が工事の設計金額を積算し、その設計金額の審査について企画財政課で行っております。企画財政課において、工事費の誤り等がないかどうかを審査いたしまして、誤り等がない場合、入札の手続に入ります。今回の一般競争入札は、通常の一般競争入札と同様の手続を行っております。

今回の流れでございますが、入札参加資格審査委員会、これを開催いたしまして、工事の規模や金額に応じ、その入札参加条件となる入札参加者のランクや地域要件等、工事に対する入札の手続に関する公告案を協議、決定し、町長の決裁を受けております。次に、決定した入札公告をホームページ並びに役場前の告知板に掲載いたします。入札公告には、この工事の入札の条件や設計書の閲覧期間、質問期間、入札日時、開札日時、契約を決定するまでの要件を記載しております。

先ほど何社に通知したかということでございますが、これは一般競争入札でございますので、各社に通知するという事は行っておりません。この公告により周知することでございます。開札日、入札執行に当たりましては立会人を要し、郵便により提出のあった入札書を開封し、予定価格の範囲内の最低価格で入札した者が落札候補者となります。その後、落札候補者から入札審査に関する書類を提出していただきまして、入札参加資格審査委員会を開催し、入札参加の審査、これが事後審査となるわけですが、これを行いまして、落札候補者を落札者と決定し、町長の決裁を受けまして、当日中に落札業者と仮契約をいたしております。これらの手続を経まして、今回の議案提出に至ったということでございます。以上でございます。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○1番（新井滄吉君） 私は、不勉強で、何に載せたら、請負をしようという業者はわかるのですか、そこを教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 今回の一般競争入札につきましては、入札公告を行います。先ほど申し上げましたとおり、町のホームページ並びに役場前の告知板に掲載いたします。業者のほうでは、こういうものは全てチェックしておりますので、そのほか専門の新聞等ございましてそれらの掲載記事にも載ります。そういうものを業者のほうでチェッ

クしておりますので、それを見て応札してくるということです。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○1番（新井滄吉君） 済みません、私は、不勉強で本当に、専門新聞というのは具体的にどういう新聞ですか。

〔発言する者あり〕

○議長（船川京子君） 坂本議員に申し上げます。静かにしてください。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） これは入札に関する内容を記載したもので、日刊工業建設新聞、その他もう1社あるんですけども、これに掲載されます。以上です。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第28号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 日程第4，常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，所管事務のうち，会議規則第75条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，各委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第5，議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から，所掌事務のうち，会議規則第75条の規定によりお手元に配りました所掌事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので，これを許します。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成29年第2回定例会の閉会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日から本日までの8日間にわたり行われました今期定例会も，ここに全日程を終了し，閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には，慎重なるご審議をいただきました結果，ご提案を申しあげました案件全て原案のとおり可決並びにご承認をいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

また，本定例会の期間中ですが，5日，6日，7日の3日間で行われた一般質問や議案審議の過程において，議員の皆様からいただきましたご意見やご提言等につきましては，大変貴重なものと受けとめ，今後の町政運営の参考とさせていただきたいと，そのように考えているところでございます。

今定例会の冒頭でも申しあげましたように，昨今の景気は，雇用や所得環境の改善が進

む中で緩やかな回復基調が続いていると、そのような見方がされているところでございますが、こうした好況感が続く中、今後も引き続き貴重な自主財源である町税の安定確保に努めるとともに、本年度も総合振興計画や利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、計画に掲げた目標を着実に実行に移すことで、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

これから、本格的な夏のシーズンが到来します。また近年、大型の台風の到来も予想されているところでございます。こうした台風など風水害に対する対策を含め、引き続き危機管理の強化充実に努めながら、気を緩めることなく、効果的かつ効率的な町政運営に当たってまいりたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様方には町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成29年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回の平成29年第3回定例会は、平成29年9月1日金曜日の開会を予定しております。お疲れさまでした。

午前11時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船川京子

署名議員 坂本啓次

署名議員 高橋一男